

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市子育て短期支援事業
発 注 課	札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課
選 定 事 業 者	社会福祉法人札幌育児園、公益財団法人鉄道弘済会、社会福祉法人扶桑苑、社会福祉法人常德会、社会福祉法人羊ヶ丘養護園、社会福祉法人北翔会
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>本事業は、札幌市子育て短期支援事業実施要綱の規定に基づき、平成8年度より各児童養護施設（札幌乳児院を除く）に委託し業務を実施しており、これまでの事業運営は極めて良好に行われ、各施設においては適切に運営するための経験も蓄積されている。</p> <p>また、各施設（札幌乳児院を除く）は、児童福祉法に基づき「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う」ことを目的として設置された児童養護施設であり、施設の整備状況及び事業実施のための職員配置等から委託に当たって特に信頼性が高いと認められる。</p> <p>また、札幌乳児院についても、平成21年11月より本事業を実施しており、これまでの事業運営は良好に行われている。さらに、乳児院は児童福祉法に基づき「乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させ、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う」ことを目的として設置された児童福祉施設であることから、施設の整備状況及び事業実施のための職員配置等から委託に当たって信頼性が高いと認められる。</p> <p>以上のことから、上記の6施設について、令和5年度も事業施設として適切であると認められ、各施設の設置運営法人を特命により選定したい。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年3月13日